

たこともあるので、支払はします。

## 2 その後の経過

平成 22 年 1 月に計 5 万円、平成 22 年 7 月に 2 万円の返済がありますが、これは私が支払ったものです。江戸川区の担当者との話で、1 万円ずつの分割払いの納付書を送られて、「遅れてもいいから」と言われていたので、継続して支払う必要があると思っていませんでした。

なお、つい最近（10 月 14 日）に 10,100 円を返済しています（領収印のある納入通知書兼領収証書を確認）。

## 3 現在の生活状況

現在の住所地に妻と 2 人で暮らしています。

仕事は、派遣会社に登録しており、●●区の清掃事務所の資源ゴミの収集の仕事をしています。給料は 10 日ごとに支払われる仕組みで、手取額は 8 月は約 1 8 万、9 月は約 1 7 万円でした（賃金支払明細書を確認）。そのほかに、日曜日にアルバイトを少ししています。1 日 7200 円で、先月は 3 日行ったので、1 ヶ月 2 万円くらいの小遣い稼ぎにはなります。

支出については、家賃が 6 万円、家賃以外の生活費は、光熱費 1 万 5000 円、携帯代は 2 人で 1 万円、食費 4～5 万円です。その他、借金返済が月に約 9 万円あります。内訳は、みずほ銀行のクレジットカードのキャッシングローン（残 6 万・月 1 万返済）、新生フィナンシャル銀行（残 112 万、月 4 万円返済）、アコム（残 28 万、月 6000 円返済）、アイフル（残 29 万、月 2 万円返済）です。

債務整理をしたことはないし、今後も依頼するつもりはない。意地でも自力で返済したいと考えています。

## 4 面談者の意向

一括払いはできないので、月々 1 万 5000 円ずつの分割払いをお願いします。妻もパートをしており月 13 万円程度の収入があるので、1 万 5000 円であれば確実に毎月支払えると思います。

**第2 当職の意見：分割合意**

面談者の生活状況及び収支状況に鑑みて、月1万5000円ずつの分割払いに応じるべきである。

なお、平成23年10月14日に利子分10,100円を返済している（領収印のある納入通知書兼領収証書を確認した）。

以上

管理番号 ●●●●

## チェック担当者の意見書

- |              |            |          |                |
|--------------|------------|----------|----------------|
| 1 チェック担当者の氏名 | 西尾 政行      |          |                |
| 2 面談担当者の氏名   |            |          |                |
| 3 借受人        | 江戸川 太郎     |          |                |
|              | 現況         | 督促状到達    | 連絡の有無<br>担当 有り |
| 4 連帯保証人      | 江戸川 次郎     |          | 連絡の有無<br>担当 無し |
|              | 現況         | 到達(普通郵便) | 借受人との関係 友人     |
| 5 面談者        | 江戸川 太郎     |          | 債務者との関係 本人     |
| 6 面談担当者の意見   | 債権放棄       |          |                |
| 7 チェック担当者の判定 | 不相当        |          |                |
|              | チェック担当者の意見 | 訴訟提起     |                |

## (チェック担当者のコメント)

面談担当者は、面談者が生活保護に準ずる状態であるとして、債権放棄が妥当との意見である。しかしながら、借受人には一応の就労能力は認められること、また借受人の供述を裏付ける客観的な資料がない中で、債権放棄とすることには躊躇を覚える。また、借受人に対して債権放棄すれば、連帯保証人に対しても請求できなくなる。連帯保証人は訴訟対象とすべきであるが、そうであれば借受人もあわせて訴訟対象とすべきである。

- |               |       |    |     |      |
|---------------|-------|----|-----|------|
| 8 受任事務の処理方針   | 借受人   | 継続 | 方向性 | 訴訟提起 |
|               | 連帯保証人 | 継続 | 方向性 | 訴訟提起 |
| 9 江戸川区への報告の要否 | 追って報告 |    |     |      |
| 10 納付書の要否     | 不要    |    |     |      |
| 11 事務局に対する指示  | 訴状作成  |    |     |      |
| 12 ファイルの返還    | 不可    |    |     |      |

平成25年7月9日現在

## 平成19年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	100 件	22,975,900 円
------	-------	--------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		34	8,352,106	36%
②分納合意	分納合意	17	3,047,194	13%
	債務承認	2	325,000	1%
	小計	19	3,372,194	15%
③債権放棄・その他	生活保護	1	112,000	0%
	破産	2	275,000	1%
	死亡	0	0	0%
	行方不明・その他	20	4,043,000	18%
	小計	23	4,430,000	19%
④訴訟案件	完納（取下等）	1	3,070,800	13%
	判決	8	2,245,000	10%
	和解	10	643,800	3%
	取下げ	5	862,000	4%
	小計	24	6,821,600	30%
⑤交渉中		0	0	0%
合計		100	22,975,900	100%
回収金額 ①+④完納		35	11,422,906	50%

平成25年7月9日現在

## 平成20年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	200 件	83,435,600 円
------	-------	--------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		37	19,382,346	23%
②分納合意	分納合意	34	7,654,254	9%
	債務承認	1	381,000	0%
	小計	35	8,035,254	10%
③債権放棄・その他	生活保護	1	500,000	1%
	破産	0	0	0%
	死亡	1	490,000	1%
	行方不明・その他	10	4,216,000	5%
	小計	12	5,206,000	6%
④訴訟案件	完納（取下げ）	1	15,596,593	19%
	判決	61	21,876,279	26%
	和解	38	7,163,128	9%
	取下げ	16	6,176,000	7%
	小計	116	50,812,000	61%
⑤交渉中		0	0	0%
合計		200	83,435,600	100%
回収金額 ①+④完納		38	34,978,939	42%

平成25年7月9日現在

## 平成21年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	1,000 件	230,644,367 円
------	---------	---------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		220	66,339,146	29%
②分納合意	分納合意	196	21,887,823	9%
	債務承認	0	0	0%
	<b>小 計</b>	<b>196</b>	<b>21,887,823</b>	<b>9%</b>
③債権放棄・その他	生活保護	19	3,862,542	2%
	破産	6	1,594,656	1%
	死亡	5	1,190,000	1%
	行方不明・その他	9	2,222,000	1%
	<b>小 計</b>	<b>39</b>	<b>8,869,198</b>	<b>4%</b>
④訴訟案件	完納（取下等）	24	49,508,918	21%
	判決	299	63,243,633	27%
	和解	198	16,242,290	7%
	取下げ	24	4,553,359	2%
	<b>小 計</b>	<b>545</b>	<b>133,548,200</b>	<b>58%</b>
⑤交渉中		0	0	0%
<b>合 計</b>		<b>1,000</b>	<b>230,644,367</b>	<b>100%</b>
<b>回収金額</b> ①+④完納		<b>244</b>	<b>115,848,064</b>	<b>50%</b>

平成25年7月9日現在

## 平成22年度 生活一時資金 経過報告

受託件数	1,002 件	236,489,330 円
------	---------	---------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		<b>192</b>	<b>60,442,906</b>	<b>26%</b>
②分納合意	分納合意	207	24,010,391	10%
	債務承認	0	0	0%
	<b>小 計</b>	<b>207</b>	<b>24,010,391</b>	<b>10%</b>
③債権放棄・その他	生活保護	16	3,250,700	1%
	破産	7	1,915,500	1%
	死亡	7	1,518,500	1%
	行方不明・その他	22	3,801,633	2%
	<b>小 計</b>	<b>52</b>	<b>10,486,333</b>	<b>4%</b>
④訴訟案件	完納（取下等）	31	51,447,355	22%
	判決	241	51,523,179	22%
	和解	235	27,000,466	11%
	取下げ	43	11,278,700	5%
	<b>小 計</b>	<b>550</b>	<b>141,249,700</b>	<b>60%</b>
⑤交渉中		<b>1</b>	<b>300,000</b>	<b>0%</b>
<b>合 計</b>		<b>1,002</b>	<b>236,489,330</b>	<b>100%</b>
<b>回収金額 ①+④完納</b>		<b>223</b>	<b>111,890,261</b>	<b>47%</b>

平成25年7月9日現在

## 平成23年度 生活一時資金 経過報告

受託件数	705 件	147,923,007 円
------	-------	---------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		121	29,093,712	20%
②分納合意	分納合意	147	15,264,600	10%
	債務承認	1	500,000	0%
	<b>小 計</b>	<b>148</b>	<b>15,764,600</b>	<b>11%</b>
③債権放棄・その他	生活保護	10	1,543,000	1%
	破産	4	752,000	1%
	死亡	1	220,000	0%
	行方不明・その他	7	1,447,600	1%
	<b>小 計</b>	<b>22</b>	<b>3,962,600</b>	<b>3%</b>
④訴訟案件	完納（取下等）	20	34,565,576	23%
	判決	164	34,728,977	23%
	和解	205	23,206,242	16%
	取下げ	18	4,393,800	3%
	<b>小 計</b>	<b>407</b>	<b>96,894,595</b>	<b>66%</b>
⑤交渉中		7	2,207,500	1%
<b>合 計</b>		<b>705</b>	<b>147,923,007</b>	<b>100%</b>
<b>回収金額 ①+④完納</b>		<b>141</b>	<b>63,659,288</b>	<b>43%</b>



平成25年7月9日現在

## 平成24年度 生活一時資金 経過報告

受託件数	203 件	42,384,988 円
------	-------	--------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		26	6,277,700	15%
②分納合意	分納合意	68	10,009,500	24%
	債務承認			0%
	小計	68	10,009,500	24%
③債権放棄・その他	生活保護			0%
	破産			0%
	死亡			0%
	行方不明・その他			0%
	小計	0	0	0%
④訴訟案件	完納（取下等）	9	3,088,309	7%
	判決	45	10,888,287	26%
	和解	40	8,195,592	19%
	取下げ	4	1,143,400	3%
	小計	98	23,315,588	55%
⑤交渉中		11	2,782,200	7%
合計		203	42,384,988	100%
回収金額 ①+④完納		35	9,366,009	22%

平成25年7月9日現在

## 累計 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	3,210 件	763,853,192 円
------	---------	---------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		<b>630</b>	<b>189,887,916</b>	<b>25%</b>
②分納合意	分納合意	669	81,873,762	11%
	債務承認	4	1,206,000	0%
	<b>小 計</b>	<b>673</b>	<b>83,079,762</b>	<b>11%</b>
③債権放棄・その他	生活保護	47	9,268,242	1%
	破産	19	4,537,156	1%
	死亡	14	3,418,500	0%
	行方不明・その他	68	15,730,233	2%
	<b>小 計</b>	<b>148</b>	<b>32,954,131</b>	<b>4%</b>
④訴訟案件	完納（取下げ）	86	157,277,551	21%
	判決	818	184,505,355	24%
	和解	726	82,451,518	11%
	取下げ	110	28,407,259	4%
	<b>小 計</b>	<b>1740</b>	<b>452,641,683</b>	<b>59%</b>
⑤交渉中		19	5,289,700	1%
<b>合 計</b>		<b>3,210</b>	<b>763,853,192</b>	<b>100%</b>
<b>回収金額 ①+④完納</b>		<b>716</b>	<b>347,165,467</b>	<b>45%</b>

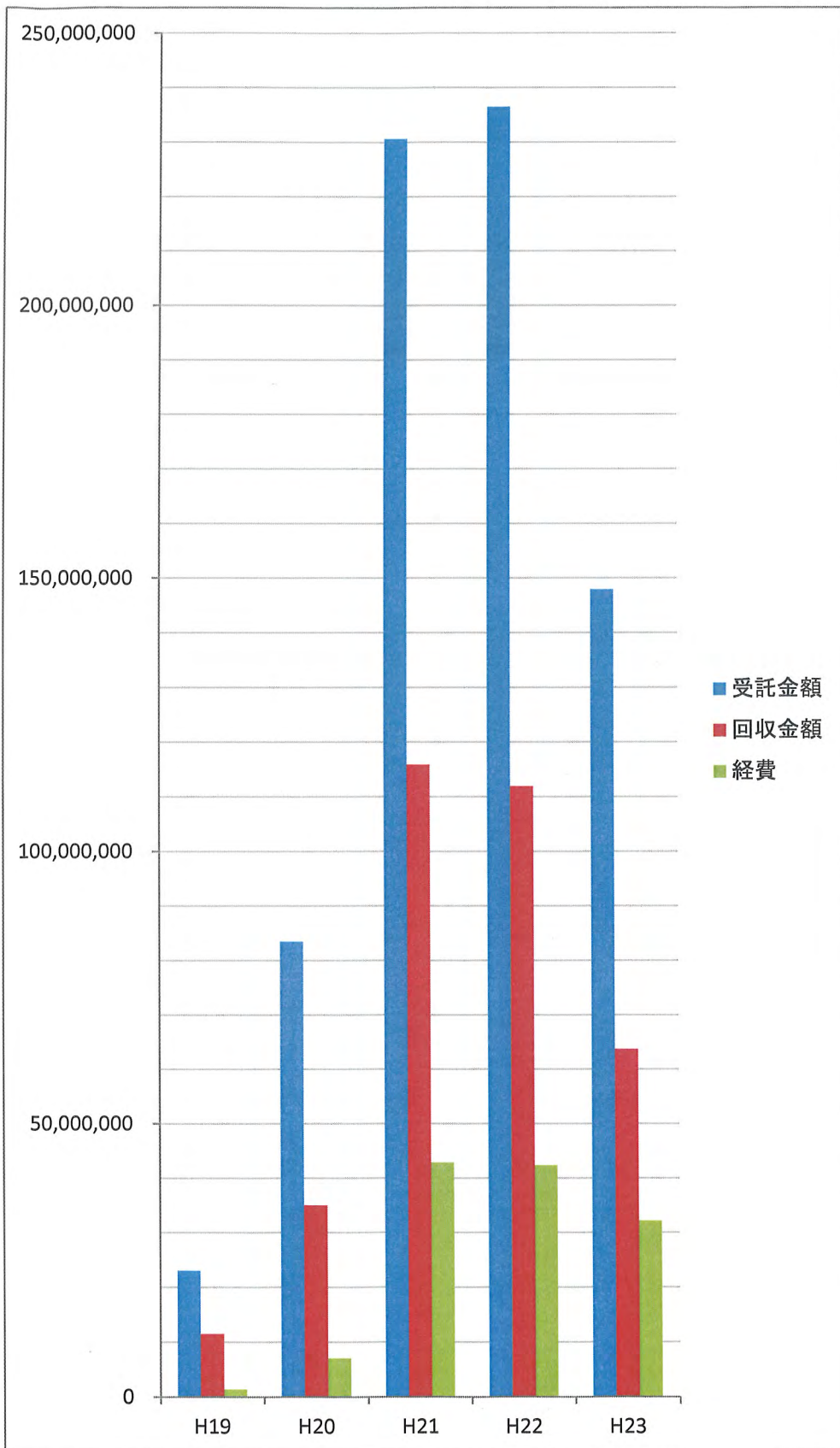
## 【レジメ3】

## 生活一時資金における経費の実績

	件数	着手金	実費	計
19年度	100	1,050,000	325,240	1,375,240
20年度	200	5,250,000	1,546,809	7,017,009
21年度	1,000	36,750,000	5,962,670	42,832,310
22年度	1,002	36,750,000	5,599,452	42,349,452
23年度	705	25,725,000	6,376,254	32,101,254
24年度	203	7,350,000	1,234,824	8,584,824
計	3,210	112,875,000	21,045,249	134,260,089

【レジメ3】

	H19	H20	H21	H22	H23
受託金額	22,975,900	83,435,600	230,644,367	236,489,330	147,923,007
回収金額	11,422,906	34,978,939	115,848,064	111,890,261	63,659,288
経費	1,375,240	7,017,009	42,832,310	42,349,452	32,101,254



## 浦安市奨学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、経済的理由により修学が困難な者に対し、修学上必要な学資を貸し付けることにより、その者の修学を容易にし、もつて有為な人材を育成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)に規定する高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び専修学校をいう。
- (2) 奨学資金 この条例に基づき本市が貸し付ける学資をいう。
- (3) 修学金 学校等に在学する者が、修学に必要とする資金をいう。
- (4) 入学準備金 学校等に入学の決定した者が、入学に必要とする資金をいう。
- (5) 奨学生、奨学資金の貸付けを受ける者をいう。

(奨学資金の種類)

第2条の2 奨学資金の種類は、修学金及び入学準備金とする。

(奨学生の資格)

第3条 奨学資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 本市に住所を有すること(修学地が遠隔地にあるため、又は特に修学の必要上やむを得ないために市外に居住する者にあつては、その者の父母又はこれらに準ずる者が本市に住所を有すること。)
- (2) 学校等に入学が決定し、又は在学している者(中等教育学校にあつては後期課程に、特別支援学校にあつては高等部に在籍することとなる者及び在籍している者に限り、専修学校にあつては一般課程に在籍することとなる者及び在籍している者を除く。)であること。
- (3) 経済的理由により修学が困難なこと。
- (4) 他から奨学資金の支給又は貸付けを受けていないこと。

(奨学資金の貸付審査委員会)

第4条 奨学資金の貸付けを審査し、その運用を公平にするため、浦安市奨学資金貸付審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、副市長、教育長及び市長の任命する3人以内の委員をもつて組織する。
- 3 委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(奨学資金の額及び利息)

第5条 奨学資金の額は、次のとおりとする。

区分 \ 種類及び額	修学金(月額)	入学準備金
国立又は公立の高等学校	12,000円以内	100,000円以内
私立の高等学校	15,000円以内	200,000円以内

(以下、省略)

- 2 奨学資金には、利息を付さない。

## 【レジメ3】

(貸付期間等)

第6条 修学金の貸付期間は、次条第2項の規定による貸付けの決定通知において定められた月から当該決定通知を受けた者が在学している学校等の正規の修学期間が終了する月までとする。

2 入学準備金の貸付時期は、入学手続を行うときとする。

(貸付けの申請及び決定)

第7条 奨学資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長に、申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による決定を行うに当たっては、委員会の意見を聴かなければならない。

(貸付けの取消し)

第8条 市長は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、修学金の貸付けを取り消すことができる。この場合において、市長は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学金の貸付けを行わないものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 修学金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(3) 第3条に規定する奨学生の資格を欠くに至ったとき。

(貸付けの停止)

第9条 市長は、奨学生が休学し、又は引き続き1か月以上欠席したときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月の分から当該事由のやんだ日の属する月の分まで修学金の貸付けを行わないものとする。

2 市長は、奨学生が正当な理由がなく、この条例に基づく規則の定めるところにより提出すべきものとされた届け、報告等を提出しないときは、修学金の貸付けを一時停止することができる。

(返還)

第10条 奨学生であつた者(以下「借受人」という。)は、学校等の正規の修学期間を終了した月又は貸付けの取消しを受けた日の属する月の6月後から10年以内に、借り受けた奨学資金を月賦、半年賦又は年賦の均等払方式により、返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(返還の免除)

第11条 市長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、前条の規定にかかわらず、当該借受人の申請により、貸し付けた奨学資金のうち履行期が到来しない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 負傷又は疾病により将来にわたり労務に携わることが不可能となつたとき。

(3) 災害、病気その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の猶予)

第12条 市長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、当該借受人の申請により、当該各号に掲げる事由が継続する期間、奨学資金の返還を猶予することができる。

(1) 学校等及び法に規定する各種学校に在学するとき。

(2) 災害、病気その他やむを得ない事由があるとき。

## 【レジメ3】

(返還の免除又は猶予の決定)

第13条 市長は、第11条の規定による返還の免除又は前条の規定による返還の猶予の申請があつたときは、その可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(延滞利息)

第14条 借受人は、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、第5条第2項の規定にかかわらず、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき奨学資金の額につき年14.5パーセントの割合で計算した額に相当する延滞利息を支払わなければならない。

2 市長は、借受人が奨学資金を返還すべき日までに返還しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認めたときは、前項の延滞利息を減免することができる。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、奨学資金の貸付けに関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 浦安市奨学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市奨学資金貸付条例(昭和56年条例第53号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学資金貸付審査委員会)

第2条 条例第4条に規定する浦安市奨学資金貸付審査委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第3条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(申請手続)

第4条 条例第7条第1項の規定により奨学資金の貸付けの申請をしようとする者は、浦安市奨学資金貸付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 在学する学校又は出身学校の長の推薦書(別記第2号様式)

(2) 成績証明書

(3) 入学決定を証する書類

(4) 住民票の写し又はこれに代わるべき書類

(5) 収入を証する書類

(連帯保証人の資格)

第5条 連帯保証人は、2人とし、身元が確実であつて独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 奨学資金の貸付けを受けようとし、又は受けている者が未成年である場合において、親権者又は後見人があるときは、前項の連帯保証人のうち1人は、当該親権者又は後見人でなければならない。

(貸付けの可否の決定通知)

第6条 条例第7条第2項に規定する通知は、浦安市奨学資金貸付可否決定通知書(別記第3号様式)によるものとする。

(誓約書等の提出)

第7条 条例第7条第2項の規定による奨学資金の貸付の決定通知を受けた者は、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(別記第4号様式)

(2) 連帯保証人の印鑑登録証明書

(3) 連帯保証人の住民票の写し(連帯保証人が親権者又は後見人以外の者であつて、本市以外に在住しているものである場合に限る。)

(修学金の交付)

第8条 修学金は、当該月分を本人に交付する。ただし、市長において必要と認めるときは、1月分以上を合わせて交付することができる。